

第1章

計画の目指すもの

1 計画の基本的な考え方	18
2 計画の「理念」・「目標」・「視点」.....	20
(1) 3つの「理念」	
(2) 5つの「目標」	
(3) 施策推進の5つの「視点」	
(4) 子供の意見を聴く取組	

1 計画の基本的な考え方

- 地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」や、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。合わせて、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、少子化が急速に進行しており、東京都においても、年少人口は、すでに減少に転じています。また、少子化の要因の一つである未婚率や母親の初産年齢は、全国の中でも高くなっています。
- 結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、全ての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。
- とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。
- 都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保・資質向上や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。
また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で子育てを応援していく機運を高めていくことも重要です。
- こうした考え方に立って、都は、東京都子供・子育て会議における意見も踏まえて、令和2年3月に本計画を策定しました。
- この間、全国の令和4年の出生数は、80万人を下回る見通しとなり、東京都の令和3年の出生数は、95,404人、合計特殊出生率は1.08となっています。
- 今回の中間見直しでは、少子化の進行やコロナ禍の影響などを踏まえ、新規事業の追加や、保育サービス・学童クラブの整備目標の更新などを行っています。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月告示（平成30年3月並びに令和元年9月及び12月並びに令和2年9月並びに令和3年12月改正告示））

指針においては、以下の事項が規定されており、各市町村、都道府県は、これに即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされています。また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。

- 子供・子育て支援の意義に関する事項
- 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- その他子供・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

次世代法に基づく行動計画策定指針の概要

次世代法第7条第1項の規定に基づく「地方公共団体及び事業主が策定する行動計画の指針」（平成26年11月告示（令和元年11月改正告示））

指針においては、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項が定められています。

子供の貧困対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策法第8条第1項に基づき、平成26年8月閣議決定（令和元年11月新たな大綱を閣議決定）

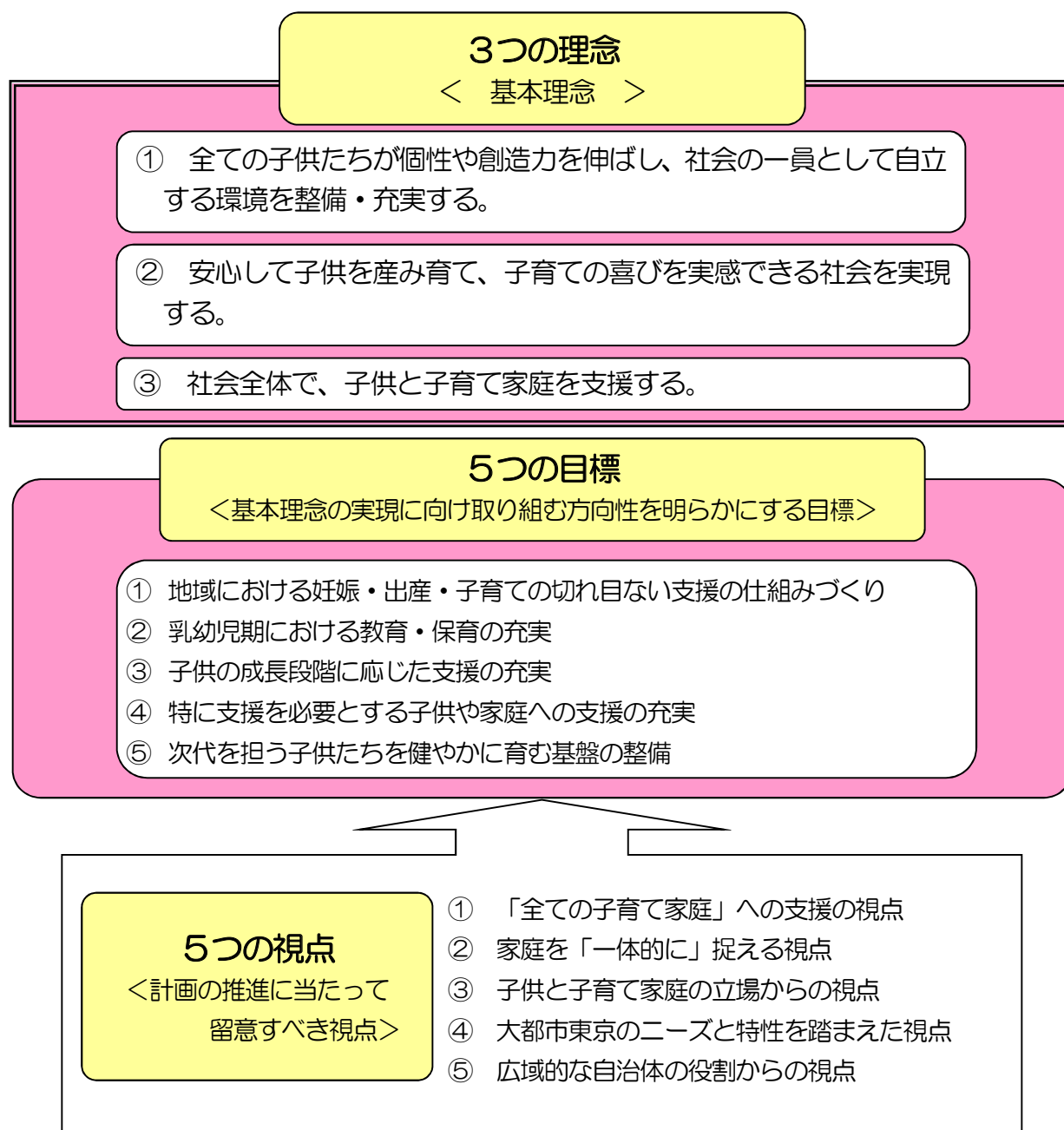
大綱においては、「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。」
 「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。」などの分野横断的な基本方針や分野ごとの6の基本指針とともに、子供の貧困に関する指標が定められ、指標改善に向けた重点施策として、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つの分野で具体的な施策が盛り込まれています。

2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを併せて策定する計画です。

第1期計画では、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定し、子供・子育て支援の取組を進めてきました。

本計画は、第1期計画における理念・目標・施策推進の視点を引き継いだ上で、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。



(1) 3つの「理念」

本計画では、

- ・「子供自身」に焦点を当てた理念 (理念①)
- ・「子育てへの支援」に焦点を当てた理念 (理念②)
- ・「社会全体で支える」ことの重要性に焦点を当てた理念 (理念③)

の「3つの理念」を掲げています。

理 念 ① 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在で、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。

そして、成長段階に応じた教育・保育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会性を育み、自立した大人へと成長していきます。

子供の意見を尊重し、子供の最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、夢や希望を持つことができるとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域で必要な環境の整備や連携を進めていくことが必要です。

理 念 ② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の場でもあります。かけがえのない家庭の役割が十分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会として取り組むべき課題です。

子供・子育て支援施策の充実、ライフ・ワーク・バランスの推進や多様で柔軟な働き方の実現などにより、出産・子育てを希望する全ての人たちが、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

理 念 ③ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有し、子供と子育てを応援する機運を醸成するとともに、都民・企業、NPO団体など様々な地域の団体や行政（国・都・区市町村）が、それぞれの役割を踏まえて、子供の育ちと子育て家庭を支援していくことが必要です。

(2) 5つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するため、5つの目標を設定しています。

目標① 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- 安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。
- また、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに子育て家庭が抱える課題を早期に把握するためには、継続的な状況把握や支援を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。
- 子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。
- また、全ての子供たちの育ちを切れ目なく支援していきます。

目標② 乳幼児期における教育・保育の充実

- 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。
- 認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行っていきます。

目標③ 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 次代を担う子供たちが、これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくためには、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動するなどの資質や能力を育てていかなければなりません。
- 社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられるよう、勤労観や職業観の育成等が成長段階に応じて促される仕組みが必要です。
- また、共働き家庭の増加や、都市化によって、放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場の確保も求められています。
- 子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよう、子供を取り巻く問題に家庭・学校・地域が連携して取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、子供の居場所づくりを進めていきます。

目標④ 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 子供の権利擁護の観点から、体罰等によらない子育ての推進や子供の意見表明権を保障する取組が必要です。
- 支援が必要なヤングケアラーに対して、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見し、適切な支援につなげる取組が求められています。
- 貧困の状況にある子供に対し、その状況に応じて支援を包括的かつ早期に講ずることが求められています。
- また、虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えており、関係機関が一層の連携強化を図り、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援などの取組を進める必要があります。
- さらに、発達障害を含む障害のある子供、医療的ケア児、外国につながる子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。
- 様々な環境の下で育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を確保する観点から、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきます。

目標⑤ 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

＜家庭生活と仕事との両立の実現＞

- 多様で柔軟な働き方を支援し、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められています。
- ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めるとともに、性別にかかわらず、育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めていきます。
- また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

＜安心・安全を確保しながら、社会全体で子育てしやすい環境を整備＞

- 子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓発が求められています。
- また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防ぐための取組も重要となっています。
- 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきます。
- 子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 様々な分野の関係機関・団体の連携を通じて、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成します。

(3) 施策推進の5つの「視点」

本計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として、以下の「5つの視点」を掲げています。

視点① 「全ての子育て家庭」への支援の視点

- 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を抱えている状況があります。幼稚園や保育所等を利用する子供の家庭等だけでなく、「全ての子育て家庭」を対象とした支援の重要性が増しています。
- 全ての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。
- 全ての子育て家庭が地域において安心して子育てができるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極的に情報提供していきます。

視点② 家庭を「一体的」に捉える視点

- 児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。
- 子供や親への個別の対応だけでなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が協力し、切れ目ない支援を総合的に展開していきます。

視点③ 子供と子育て家庭の立場からの視点

- 子育て支援に当たっては、子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、子供の最善の利益が最優先されなければなりません。
- 子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が決定されることなく、全ての子供が希望する進路を選択できる環境を整えていくことが求められています。
- 親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる体制を整備することが重要です。
- 行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割のもとに、子供と子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに対応していきます。

視点④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 東京では、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・子育て支援に関するニーズが多様化しています。
- 一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
- 子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPO 団体をはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生かして子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 子供・子育て支援の実施主体は区市町村ですが、都は広域的な自治体として、都内の全ての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担っていく必要があります。また、区市町村の区域を越える広域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。
- 子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を確保するため、事業者の取組を支援していきます。
- 区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実施されるよう支援するとともに、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

(4) 子供の意見を聴く取組

本計画の中間見直しに当たっては、理念①等に掲げる「子供の意見の尊重」を実践するため、以下の方法により、子供への意見聴取に取り組みました。

ア 出前授業

以下の5つの学校で出前授業を行い、子供たちから意見を発表してもらいました。

子供たちからの意見については、学校ごとにコラムとしてまとめ、関連する施策目標のページに掲載しています。

実施校	テーマ	関連目標
都立赤羽北桜高校	子育て家庭への支援に必要なこと	目標1
中野区立明和中学校	今後求められる保育サービスの充実	目標2
中野区立江古田小学校	子供の育ちを支える体験学習 ～知りたい！やりたい！を考えてみよう～	目標3
都立水元小合学園 (高等部)	安心して過ごせる居場所について考えよう	目標3
都立上野高校	ヤングケアラーについてみんなで考える	目標4

イ 子供の居場所インタビュー

東京に住む子供たちが考えていることや感じていることを素直に言葉にでき、発信できるよう、小学校高学年から18歳未満の子供たちを対象に、以下のような方法で意見を聴取しました。

調査対象：都内在住・在学の小学校高学年から18歳未満の子供
 実施時期：令和5年1月～3月
 調査方法：原則、インタビューを実施。インタビューできなかった子供には、アンケートを実施

(居場所) ◆ 児童館・コミュニティセンターなどの公共施設
 ◆ 文化関連団体やスポーツ関連団体
 ◆ 子供食堂や地域の居場所
 ◆ フリースクールなど義務教育を行う学校以外の学びの場
 ◆ 児童養護施設

(テーマ) ◆ 子供の居場所
 ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大による子どもの日常生活への影響
 ◆ 学校や家庭に関すること

調査の詳細や子供たちからの意見については、第2章「1 東京の子供と家庭をめぐる状況（9）子供の状況」に掲載しています。

ウ その他計画に関する子供の意見を聴く取組

（ア） 政策全般に関わるもの

① こどもシンポジウム

東京都の子供・子育て支援施策等について、都内在住・在学の中高校生 30 名が約3ヶ月間、5つのテーマのグループで研究活動を行い、活動の成果を発表など

（イ） 個々の施策に関わるもの

① 児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方に関する検討における子供へのヒアリング

児童福祉審議会委員が児童養護施設等を訪問し、幼児から高校生まで 37 名の子供から、相談相手の大人に望むこと、相談しやすい方法、意見を聴いてほしいと思う場面などについて、口頭で意見を聴取

② 子供主体の保育普及促進事業における保育園児の観察

子供主体の保育実践の普及促進のため、都が派遣したアドバイザーが都内保育所等（5園）の園の活動に同行し、園児の観察で得られた子供との関わりのポイントやヒントを、動画の配信や、シンポジウム、セミナー・交流会を通じて周知

③ 「東京都こども基本条例」ハンドブックの作成過程に子供たちが参加

小学生から高校生までの計 31 名の子供たちが、「こども編集者」として活動。ワークショップにおいて、企画段階からハンドブックの作成に参加。

また、学校を訪問し、ハンドブックの試作版を題材に出前授業を実施し、約 600 人の子供たちから意見を聴取

など